

手引の利用にあたって

農業者に対し、本県で栽培されている主要な農作物を対象とした総合的な病害虫・雑草防除対策、植物成長調整のための手法及びこれらの参考となる資料を提示し、安全な農産物の生産と環境の保全に資することを目的とする。

- 1 「農業病害虫・雑草防除の手引」は、令和7年11月27日現在の情報に基づき作成した。

最新の農薬登録状況は、農林水産省の農薬登録情報提供システム(<https://pesticide.maff.go.jp>)を活用して確認すること。

また、農薬の使用にあたっては、使用者自らがラベルの表示事項を必ず確認すること。

- 2 この手引は、県内で栽培されている主要な農作物を対象とし、病害虫防除及び雑草防除等に関して適当と思われる防除方法を示した。

これらの防除方法を効果的に組み合わせることで、農薬に過度に依存しない防除体系を組立てること。

地域によっては防除時期等に差異があるので、手引及び発生予察に関する情報を参考にし、適期防除に努めるよう留意すること。

- 3 農薬の使用にあたっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準（農薬の使用基準）を遵守すること。

なお、農薬使用基準のうち使用回数とは、当該農作物の栽培期間中（その準備期間を含む）の回数である。果樹、茶等の永年作物にあつては前回の収穫（摘採）終了から当該収穫（摘採）終了までの期間とする。）中に使用できる回数である。

また、同一成分を有効成分とする農薬であつて、剤型が異なるものを使用する場合、各剤型をあわせた回数であり、混合剤の使用回数を含んでいることに留意しなくてはならない。

- 4 この基準等で使用した用語は、次のとおり統一した。

- (1) 作物名及び雑草名

原則として、作物学用語集（日本作物学会編）及び園芸学用語集作物名編（園芸学会編）によった。ただし、ムギ、カンキツは例外とした。

- (2) 病害虫名

原則として、日本植物病名目録（日本植物病理学会編）及び農林有害動物・昆虫名鑑（日本応用動物昆虫学会編）によった。ただし、これらの名称が一般的でないと思われるものや記載のないものについては、日本植物病理学会、日本応用動物昆虫学会で使用されている名称によった。

- (3) その他

植物の生育時期等の呼び方については、各学会の呼び方によった。

昆虫の世代等の呼び方については、応用動物昆虫学会で規定されている方法によった。

5 病虫害、雑草、使用目的及び農薬の掲載は、次のとおりとした。

(1) 作物

本県で栽培されている主な作物をとりあげた。

(2) 病虫害、雑草

ほぼ毎年防除が必要なもの、時々多発し防除が必要となるもの、近年発生が増え今後防除が必要になるもの等を記載した。

病虫害の順序は、原則として、ウイルス・ウイロイド、ファイトプラズマ、細菌、べん毛菌、担子菌、子のう菌の順とし、不完全菌は近い類に入れた。その後に昆虫（科は農林有害動物・昆虫名鑑記載順）、ダニ類、カタツムリ類、センチュウ類の順とした。ただし、苗立枯病など複数の病原体がある場合は該当する類の始め、貯蔵病虫害はそれぞれの最後に入れた。

- ①防除は発生予察に関する情報を参考に、その要否及びタイミングを適切に判断し、必要最小限にとどめる。
- ②農薬の使用にあたっては、使用者自らが農薬容器のラベルをよく読み、表示されている使用方法等を遵守する。
- ③農薬の周辺環境への飛散防止に充分配慮する。
- ④農薬を使用した時は、使用方法を必ず記帳する。
- ⑤農薬の保管管理、使用後の空容器、残農薬の処分は適正に行う。